

令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務仕様書

1 業務名

令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務

2 業務の目的

市内の高校生の中には、県外への大学進学や就職を機に、本市との関わりが薄れ、そのまま地元に戻ってこない状況が少なからずある。本市を離れる最後の分岐点である高校を起点とし、本市との関わりを絶やさない取組が必要である。

進学によって出雲を離れても、再び戻り、将来の出雲を担っていく人材となっていだけるよう、高校卒業後も地元との関わりを保てる環境づくりを担う「高校ネットワークコーディネーター」を配置する。出雲の地域・企業で活躍する方々と高校在学中からつながりを築く機会を設け、ふるさと出雲への愛着や誇りを持てる取組を行う。

3 業務期間

令和7年(2025)9月1日から令和8年(2026)3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 市内6校コンソーシアムの共同事業・総合的取組に係る事務局業務

ア 市内県立高校の各高校のコンソーシアムの現状、課題について把握し、整理を行う。

イ 市内6校コンソーシアムの共同事業・総合的取組について企画・実施する。

(2) 各高校のコンソーシアムの現状把握に関する業務

ア 市内県立高校のコンソーシアムの現状や課題について確認・課題分析を行う。

イ 各高校のコンソーシアムへの参加・助言等の支援を行う。

(3) 高校間の生徒のつながりの仕組みづくりに関する業務

ア 各市内県立高校へ訪問やリモート協議等を行い(概ね各高校月2回程度)、高校生の現状を把握する。

イ 高校間の生徒のつながりについて考察する。

(4) 各高校の卒業生とのつながりの仕組みづくりに関する業務

ア 高校在学中からつながりをつくり、卒業した後も関わり続ける仕組みづくりについて考察する。

(5) 各高校の地域とのつながりの仕組みづくりに関する業務

ア 各高校が抱える地域とのつながりづくりの現状や課題について確認・課題分析を行う。

イ 企業・大学へ出かけ、高校とのつながりの必要性について把握する。

(6) 高校生、企業、大学、地域が交流できる場の創出に関する業務(共同事業)

ア (2)～(5)の業務を踏まえ、高校生、卒業生等が出雲の地域・企業で活躍する方々と交流できる場を企画し、実行する。

イ 各高校コンソーシアムによる企画等への相談対応・アドバイスを行う。

(7) 研修会や会議への参加

ア 県等が開催する研修会に参加する。

イ その他コーディネーター業務に必要な会議に参加する。

5 業務実績の報告及び検査

- (1) 受託者は、前月に実施した業務内容を業務報告書に取りまとめ、毎月市に提出し、検査を受けるものとする。業務報告書の内容は、次のとおりとする。

- ア 各高校・企業・地域等への訪問状況
- イ 各高校、高校生の現状・課題の報告
- ウ コーディネーター業務の進捗状況の報告
- エ その他、特筆すべきコーディネーター業務の実施状況

(2) 市は、上記のほか必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

6 委託料の支払方法

仕様書 5 (1) 記載の業務報告書提出後、検査の結果が適正であれば、月ごとに支払いを行うものとする。

7 秘密の保持・情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。特に個人情報については別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

8 業務の引継ぎ

- (1) 委託業務の完了後に同様の業務を市が発注し、受託者が変更となる場合、次期受託者への業務引継ぎを円滑かつ確実に行うこと。
- (2) 次期受託者との引継ぎに要する費用は、全て委託料に含むこととし、市は委託料以外の費用は一切負担しない。
- (3) 受託者が受託期間中に知り得た情報等については、市の指示に従い、次期受託者に引継ぎを行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、本市が承諾した場合を除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(従業者への周知)

第7 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するため本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するため本市から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するため受託者が自ら収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 受託者は、個人情報が記録された資料等を廃棄したときは、廃棄の日時、方法及び担当者氏名を書面で速やかに本市に報告しなければならない。

(調査)

第11 本市は、受託者がこの契約による事務を処理するにあたり、取り扱う個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、適切な処置を

講ずるとともに速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(指示)

第13 本市は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる